

平成30年10月24日



野村総合研究所

# 平成29年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業 「児童相談所及び市町村に対する警察からの児童虐待通告等 の実態把握のための調査研究」

-研究結果のご紹介-

2018年10月24日

株式会社野村総合研究所  
コンサルティング事業本部

## 警察からの面前DV通告の増加を背景とした児童相談所の業務負荷の高まりを踏まえ、市区町村との連携も視野に警察からの児童虐待通告への対応のあり方を検討した

### ■ 児童虐待相談対応件数は増加の一途。特に警察からの面前DV通告の増加が大きな増加要因

- 厚生労働省の公表データによれば、全国の児童相談所の児童虐待相談対応件数は、平成2年度に統計を取り始めて以降26年連続で増加し、平成28年度には12万件を超えるに至った。
- 中でも、ここ数年は児童の眼前で保護者が配偶者に暴力を振るう「面前DV」を中心に、警察からの通告が大きな増加要因となっている。

### ■ 警察からの通告は児童相談所に集中しており、児童相談所での業務負荷の悪化に繋がっている

- 通告を受けた児童相談所では、面接等により子どもの安全確認を行うなどの「初期対応」を行い、緊急度などを判断して対応を行っているが、業務負荷も急速に高まっている状況にある。
- 平成28年の改正児童福祉法において、「児童相談所は市区町村に対する助言・援助や専門的・広域的な対応を要する業務を行い、市区町村は身近な場所における相談・支援を行う」とする役割分担が明記された。しかし、警察からの通告は実態的に児童相談所に集中している現状にあり課題となっている。

### ■ 市区町村と児童相談所それぞれでの児童虐待対応の実態(面前DVを中心に)を把握し、それぞれの連携も含めた、虐待対応のあり方を検討する

- このため、本調査研究では、児童相談所及び市区町村における児童虐待に関する相談のうち、警察からの通告がどの程度存在し、それに対してどのように対応しているのかに関する実態を定量的に把握する。
- 市区町村に対しては、面前DVを含む心理的虐待に対しての相談対応の実態を明らかにする。また、対応している児童虐待相談のうち、急増している「面前DV」相談を中心に、市区町村でも対応が可能と考えられる相談の特徴や、その判断のポイント等を分析するために、具体的な相談の状況を把握する。
- これらにより、急増している警察からの通告等への対応の在り方を検討する際の基礎資料とする。

# 本調査研究では、全国の児童相談所と市区町村へのアンケート調査を通じ、 面前DVを中心とした児童虐待通告への対応実態を定量的に把握した

## 調査項目

- I. 児童相談所・市区町村の基本情報について(共通)
  - 児童虐待に関する業務を担当する部署や職員数等に関する設問
- II. 児童虐待に関する相談の実態について(共通)
  - 平成28年度の1年間で対応した児童虐待相談の虐待内容別、通告経路別の件数に関する設問
- III. 心理的虐待への対応状況について(市区町村のみ)
  - 心理的虐待(面前DVを含む)に着目をして、その援助内容、連携する他機関、活用する事業などに関する設問
- IV. 警察からの通告による相談対応の実態について(共通)
  - 警察からの通告に着目をして、初期対応の方針、援助内容などに関する設問
- V. 面前DVケースの状況について(共通)
  - 警察から通告があった面前DV事案に着目をして、個別のケースに関する詳細な設問
  - 回答するケース数は、児童相談所では2件、市区町村では1件としている

## 調査手法

### 対象と回収状況

	<配布数>	<回収数>	<有効回答率>
児童相談所:	209箇所	181箇所	86.8%
市区町村:	1,741箇所	1,175箇所	67.4%

### 方法

郵送により調査票を送付・回収

### 期間

平成29年12月1日~12月20日

基本調査

ケース調査

## 市区町村の役割分担の見直しや体制の強化等を通じ、児童相談所と市区町村の円滑な連携を実現できれば、面前DVへの効率的かつ効果的な対応が可能ではないか

### 1. 児童虐待対応の 負荷の実態

- ✓ 児童相談所では面前DVを含む心理的虐待相談への対応件数が多く、専門職1人当たりの業務負荷に影響が出ている。

### 2. 児童相談所での 対応内容

- ✓ 警察から通告される心理的虐待は、その他の虐待と比較して、「助言指導」もしくは「継続指導」がなされるケースが多く、相対的に軽度事案が多いと言える。
- ✓ 児童相談所職員による重症度判定において、警察からの面前DV通告の約8割が「軽度」と判断されている。

### 3. 市区町村の 対応能力

- ✓ 市区町村が対応する心理的虐待の援助内容は、「助言指導」及び「継続指導」が全体の約7割程度を占めている。
- ✓ 市区町村は自治体内の他の事業や多数の関係機関と連携を行い、面前DVの原因となるDV自体への対応も含めて、多様な支援がなされていると言える。
- ✓ 市区町村へ通告された心理的虐待相談の中でも、重症度が高いケースや複数回目の通告であるケースなどでは、他機関へのあっせんや児童相談所送致などの援助が実施されている。市区町村では各ケースの実態に則した対応がなされていると言える。

### 4. 役割分担の 見直しの必要性に ついて

- ✓ 市区町村では従来から、児童のみでなくDV被害にあう家族も含めたトータルケアを行っている実績もある。このような特徴を踏まえて、改めて市区町村と児童相談所の適切な役割分担のあり方を考える必要がある。
- ✓ 市区町村において児童虐待対応を強化する場合には、これまでよりも多くの児童虐待相談に対応するための体制面の強化が求められる可能性がある。

## 児童相談所では面前DVを含む心理的虐待相談への対応件数が多く、 専門職1人当たりの業務負荷にも影響が出ている

- 市区町村ではネグレクトと心理的虐待がほぼ同数でそれぞれ全体の約35%を占めているのに対して、児童相談所では心理的虐待が52%を占める。また、児童相談所の心理的虐待の半数は面前DVに該当。
- 1機関あたりでは、市区町村では64.3件に対して、児童相談所では569.5件と、約9倍の開きがある。
- 専門職1人当たりの虐待対応件数を比較すると、市区町村では16.9件であるのに対して、児童相談所では30.3件と約2倍の開きがある。

### 虐待内容別 児童虐待相談対応件数

※無効回答・無回答の設問があるため、集計方法によって有効回収数(N)が異なる(次項以降も同様)

虐待内容別	市区町村					児童相談所				
	回答計	(構成比)	1自治体当たり平均件数	人口10万人当たり平均件数	児童福祉司同様の資格を持つ職員及びその他の専門職員1人当たり平均件数	回答計	(構成比)	1児童相談所当たり平均件数	人口10万人当たり平均件数	児童福祉司及び児童心理司1人当たり平均件数(スーパーバイザーは含まない)
虐待内容別	N=1,101	N=1,101	N=1,101	N=1,086	N=946	N=164	N=164	N=164	N=164	N=164
身体的虐待	20,254	28.6%	18.4	22.3	4.8	24,080	25.8%	146.8	22.3	7.8
性的虐待	712	1.0%	0.6	1.0	0.2	1,216	1.3%	7.4	1.2	0.4
ネグレクト	24,855	35.1%	22.6	28.5	6.0	19,907	21.3%	121.4	19.1	6.7
心理的虐待	24,941	35.2%	22.7	27.9	6.0	48,191	51.6%	293.8	44.1	15.4
うち、面前DV	8,481	12.0%	7.7	10.4	2.2	24,031	25.7%	146.5	21.9	7.7
全体	70,762	100%	64.3	79.7	16.9	93,394	100%	569.5	86.8	30.3

# 児童相談所の職員が対応している児童虐待全体の中で、「警察等」からの通告のものがおよそ4割であり、更にその半数が面前DV通告となっている

- 市区町村では「児童相談所」が19.1%と最多であり、次いで、「学校」が16.0%、「保健センター」が9.2%。一方、児童相談所では「警察等」が44.7%と最も多く、次いで、「近隣・知人」、「家族・親戚」が続く。
- 専門職1人当たりの平均対応件数を見ると市区町村では最多の「児童相談所」が3.5件、次いで「学校」が2.8件、「家族・親戚」が1.6件となっている。一方で児童相談所では、最多の「警察等」が12.8件、「近隣・知人」が4.1件、「家族・親戚」が2.9件となっている。また「警察等」からの通告の12.8件のうち約半数の6.3件は「面前DV」に関する通告となっている。

## 通告経路別 児童虐待相談対応件数

通告経路別	市区町村					児童相談所				
	回答計 (N)	構成比 (%)	1自治体当たり平均件数	人口10万人当たり平均件数	児童福祉司同様の資格を持つ職員及びその他の専門職員1人当たり平均件数	回答計 (N)	構成比 (%)	1児童相談所当たり平均件数	人口10万人当たり平均件数	児童福祉司及び児童心理司1人当たり平均件数(スパーバイザーは含まない)
警察等	2,347	3.3%	2.1	3.4	0.8	44,035	44.7%	256.0	36.8	12.8
うち、面前DV	1,016	1.4%	0.9	1.6	0.4	20,802	21.1%	120.9	18.1	6.3
家族・親戚	6,552	9.1%	5.9	6.8	1.6	8,849	9.0%	51.4	8.4	2.9
近隣・知人	5,413	7.5%	4.8	4.8	1.2	14,360	14.6%	83.5	11.3	4.1
児童本人	384	0.5%	0.3	0.5	0.1	868	0.9%	5.0	0.8	0.3
児童相談所	13,687	19.1%	12.2	13.1	3.5	5,229	5.3%	30.4	4.7	1.6
福祉事務所	5,947	8.3%	5.3	5.1	1.2	5,415	5.5%	31.5	5.9	2.0
保健センター	6,589	9.2%	5.9	6.8	1.4	636	0.6%	3.7	0.6	0.2
児童委員	852	1.2%	0.8	0.9	0.2	160	0.2%	0.9	0.1	0.0
保育所	4,775	6.7%	4.3	6.3	1.1	810	0.8%	4.7	0.8	0.3
児童福祉施設	1,014	1.4%	0.9	1.2	0.2	738	0.7%	4.3	0.8	0.3
幼稚園	797	1.1%	0.7	1.1	0.2	217	0.2%	1.3	0.2	0.1
学校	11,484	16.0%	10.3	14.5	2.8	6,776	6.9%	39.4	6.9	2.4
教育委員会等	1,662	2.3%	1.5	2.3	0.4	318	0.3%	1.8	0.5	0.2
保健所	1,218	1.7%	1.1	0.4	0.1	193	0.2%	1.1	0.2	0.1
医療機関	1,737	2.4%	1.6	1.5	0.3	2,491	2.5%	14.5	2.2	0.8
その他	7,250	10.1%	6.5	8.9	1.6	7,448	7.6%	43.3	7.0	2.5
全体	71,708	100%	64.1	77.7	16.7	98,543	100%	572.9	87.1	30.4

調査研究結果 | 2.児童相談所での対応内容

# 警察からの通告の多くは援助内容として「助言指導」がされることが多く、相対的に軽度な案件が多いと考えられる

- 警察からの通告の最終的な援助内容が「助言指導」であったのは74.3%。  
心理的虐待に限定すると79.8%、さらに面前DVに限定すると81.3%を「助言指導」が占めている。
- 専門職1人当たりの件数を算出すると、警察から通告を受けた児童虐待相談全体で12.6件であり、そのうち、援助内容が「助言指導」であったのは8.9件を占めた。心理的虐待に限定してみると8.9件中6.7件、さらに面前DVに限定すると6.1件中4.7件を「助言指導」が占めている

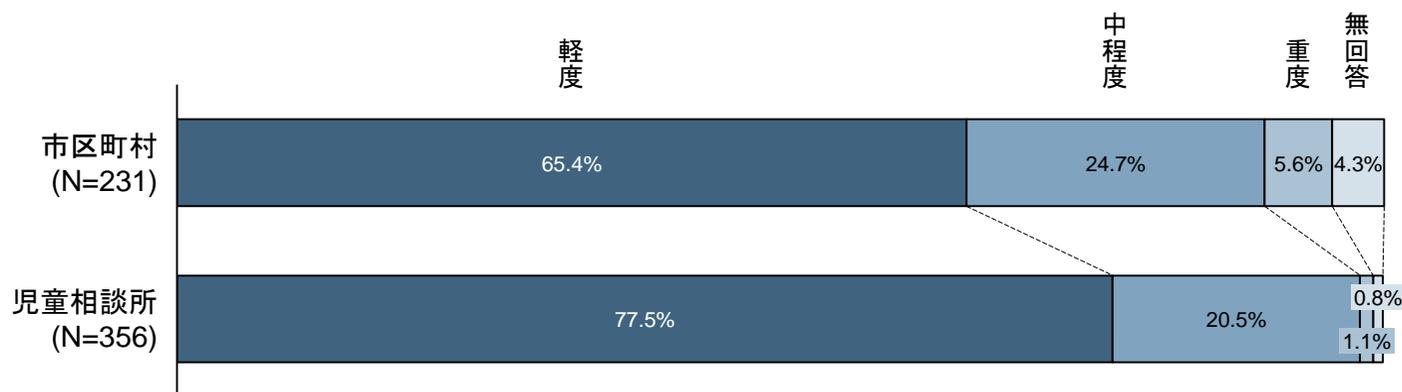
## 警察からの通告における虐待内容・援助内容別件数(N=168)

		回答計									児童福祉司及び児童心理司1人当たり平均件数 (スーパーバイザーは含まない)								
		合計	(構成比)	身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	心理的虐待		うち面前DV	合計	身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	心理的虐待					
							(構成比)	うち面前DV						合計	身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	心理的虐待	うち面前DV
在宅指導等	措置による指導	助言指導	30,955	74.3%	4,643	81	2,673	23,558	79.8%	15,881	81.3%	8.9	1.4	0.0	0.8	6.7	4.7		
		継続指導	7,412	17.8%	1,722	46	1,153	4,491	15.2%	2,886	14.8%	2.7	0.6	0.0	0.4	1.7	1.1		
		他機関あっせん	523	1.3%	111	6	102	304	1.0%	188	1.0%	0.2	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1		
	措置による指導	児童福祉司指導	738	1.8%	317	16	192	213	0.7%	82	0.4%	0.2	0.1	0.0	0.0	0.1	0.0		
		児童委員指導	2	0.0%	0	0	2	0	0.0%	0	0.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
		市町村指導	30	0.1%	9	0	6	15	0.1%	15	0.1%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
		児童家庭支援センター指導	1	0.0%	0	0	0	1	0.0%	0	0.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
		その他指導の委託	11	0.0%	2	1	8	0	0.0%	0	0.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
	児童福祉施設入所措置、指定発達支援医療機関委託	654	1.6%	222	17	229	186	0.6%	56	0.3%	0.2	0.1	0.0	0.1	0.1	0.0			
	里親、小規模住居型児童養育事業委託	92	0.2%	39	2	37	14	0.0%	7	0.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			
	その他	1,243	3.0%	316	9	192	726	2.5%	426	2.2%	0.4	0.1	0.0	0.1	0.2	0.1			
	全体	41,661	100.0%	7,381	178	4,594	29,508	100.0%	19,541	100.0%	12.6	2.2	0.1	1.4	8.9	6.1			

## 児童相談所での重症度判定については、およそ8割が「軽度」と判断をされている。 軽度な事案に対して児童相談所の人的リソースが割かれている現状がうかがえる

- 市区町村、児童相談所の担当部署が判断した各児童虐待相談(面前DV相談)の重症度は、市区町村、児童相談所ともに「軽度」が最も多く、市区町村では65.4%、児童相談所では77.5%を占めている。
- 一方、市区町村では「重度」が5.6%ある一方で、児童相談所では1.1%に留まる。

### 警察からの面前DV通告案件の重症度(ケース調査)



(※児童相談所の職員と市区町村の職員では、日常的に取り扱う案件の重症度が異なるため、児童相談所では市区町村よりも重症度をやや軽く判断している可能性がある点は留意が必要)

## 市区町村においては、警察からの通告件数は全体から見れば多くはない。 警察以外の関係機関からの通告により、多くの心理的虐待への対応が発生している

- 心理的虐待の件数は、警察からの通告が1,539件。これは警察以外からの通告も足し合わせた全22,708件に対して6.8%となっている。
- 専門職1人当たり平均件数では、「警察」からの通告件数が0.7件、「その他」からの通告が7.2件である。
- 援助内容に着目すると、警察からの通告では「助言指導」が30.3%、「継続指導」が35.4%、「児童相談所送致」は3.5%となっている。その他からの通告では、「助言指導」が24.6%、「継続指導」が54.4%、「児童相談所送致」は1.3%となっている。通告経路を問わず、「助言指導」及び「継続指導」が全体の約2/3を占めている。

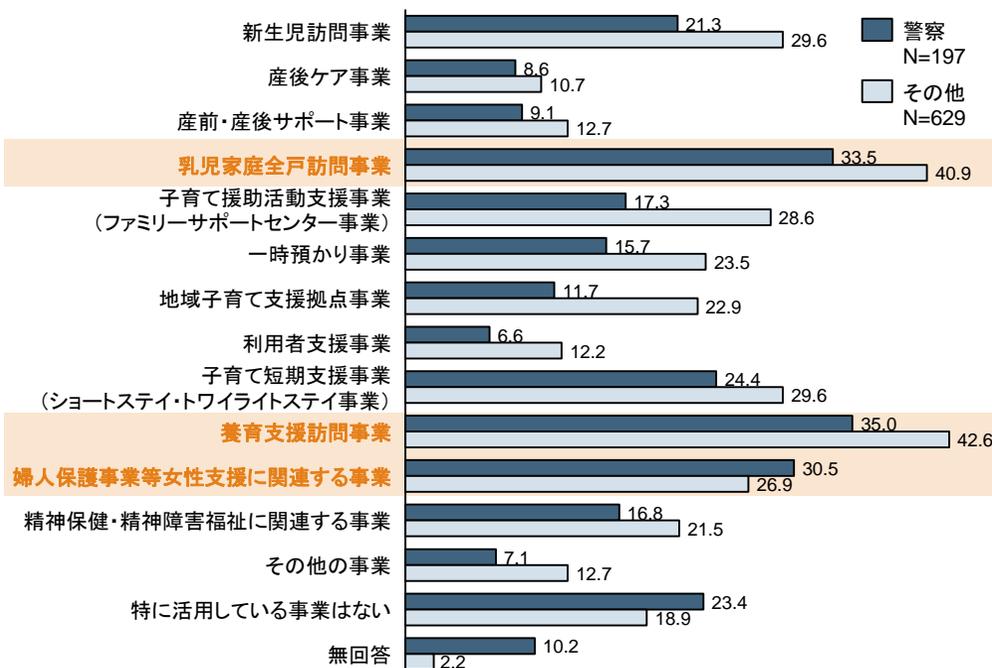
### 心理的虐待相談の通告経路別・援助内容別対応件数

	警察からの通告					警察以外からの通告					
	回答計	(構成比)	1自治体当たり平均件数	人口10万人当たり平均件数	児童福祉司同様の資格を持つ職員及びその他の専門職員1人当たり平均件数	回答計	(構成比)	1自治体当たり平均件数	人口10万人当たり平均件数	児童福祉司同様の資格を持つ職員及びその他の専門職員1人当たり平均件数	
	N=816					N=816					N=758
心理的虐待合計	1,539	100.0%	1.9	3.2	0.7	21,169	100.0%	27.9	33.8	7.2	
面接指導	助言指導	467	30.3%	0.6	1.1	0.2	5,214	24.6%	6.9	8.6	2.1
	継続指導	545	35.4%	0.7	0.9	0.2	11,532	54.5%	15.2	17.0	3.4
	他機関あつせん	98	6.4%	0.1	0.3	0.1	691	3.3%	0.9	1.9	0.3
児童相談所送致	54	3.5%	0.1	0.3	0.0	269	1.3%	0.4	0.9	0.1	
その他	375	24.4%	0.5	0.6	0.2	3,463	16.4%	4.6	5.4	1.3	

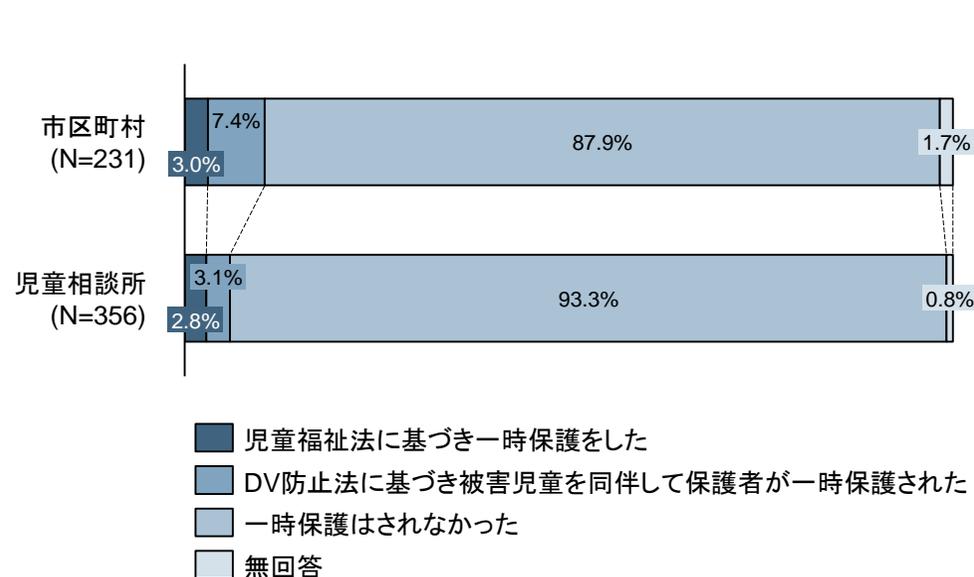
# 心理的虐待への援助において、市区町村では各自治体内の子ども・婦人保護に係る事業等を活用した支援が試みられている

- 警察から通告があった心理的虐待相談に対して助言指導、継続指導を実施する際に、最も活用されている事業は「養育支援訪問事業」で35.0%、次いで「乳児家庭全戸訪問事業」で33.5%、「婦人保護事業等女性支援に関連する事業」で30.5%となっている。
- 「DV防止法に基づき被害児童を同伴して保護者が一時保護された(委託を含む)」の割合は、市区町村が7.4%に対して児童相談所は3.1%となっている。市区町村が児童相談所よりも高くなっているのは、児童だけでなく母子を一体的にケアすることができる市区町村の特徴が現れている為であるとも言える。

助言指導、継続指導を実施する際に活用・連携している事業(複数回答)



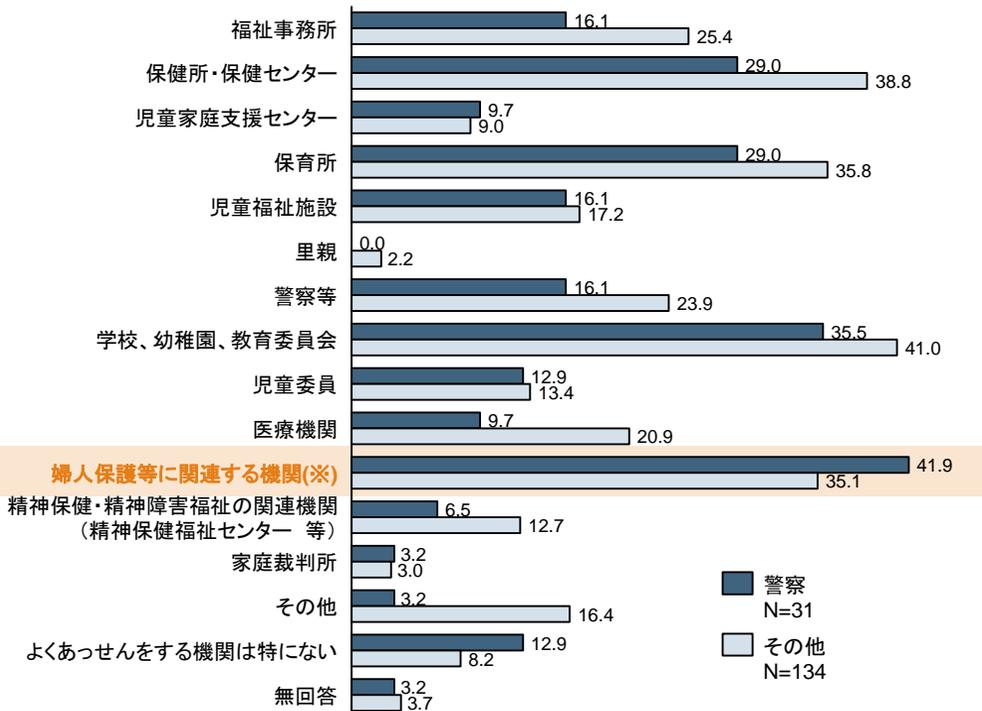
被害児童の一時保護の有無



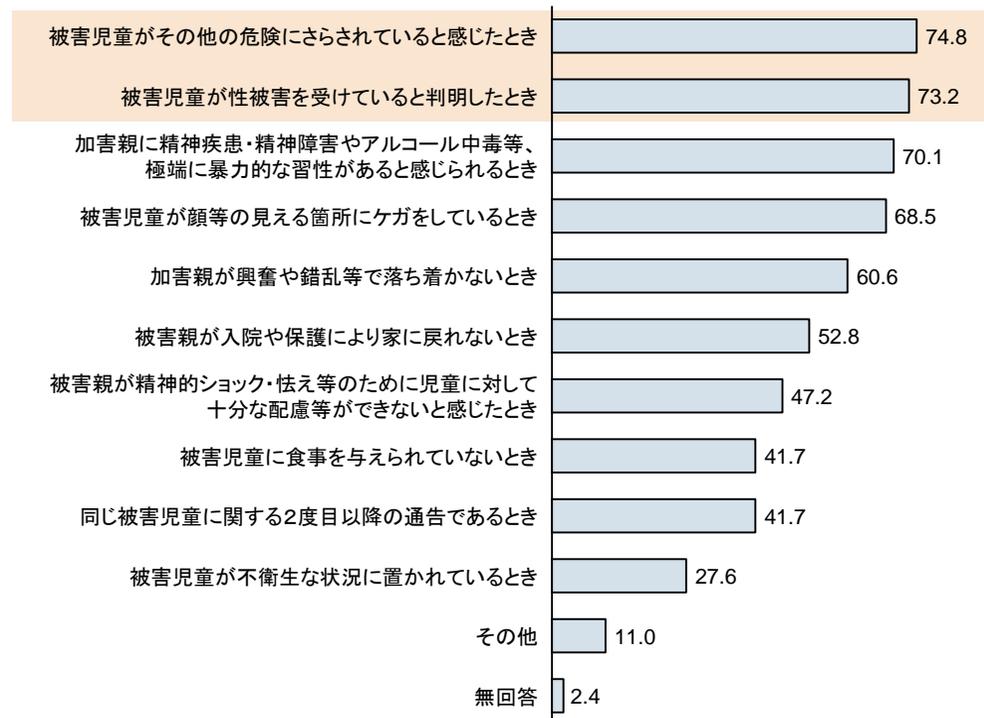
## 重症度の高いケース等では各ケースの実態に則して、他機関へのあっせんや児童相談所への送致も行われている

- 警察からの通告では他機関あっせんの連携先として、配偶者暴力相談センター、婦人相談所、婦人保護施設等の「婦人保護に関連する機関」が41.9%、その他の通告経路でも35.1%であり、これらの機関と市区町村の連携は活発に行われていると言える。
- 「児童相談所送致」がなされた際に、送致を決定した判断として最も多いのは「被害児童がその他の危険にさらされていると感じたとき」で74.8%、次いで「被害児童が性被害を受けていると判明したとき」が73.2%。

他機関あっせんの連携先



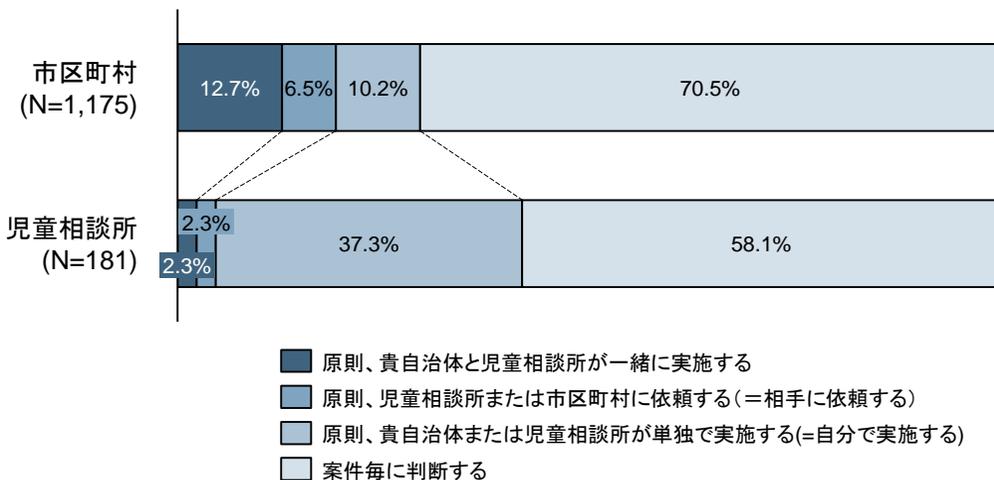
児童相談所送致の判断基準(N=127)



## 通告を受けた直後の初回安否確認については、専門職員数の少ない市区町村を中心に市区町村と児童相談所の共同で実施されている

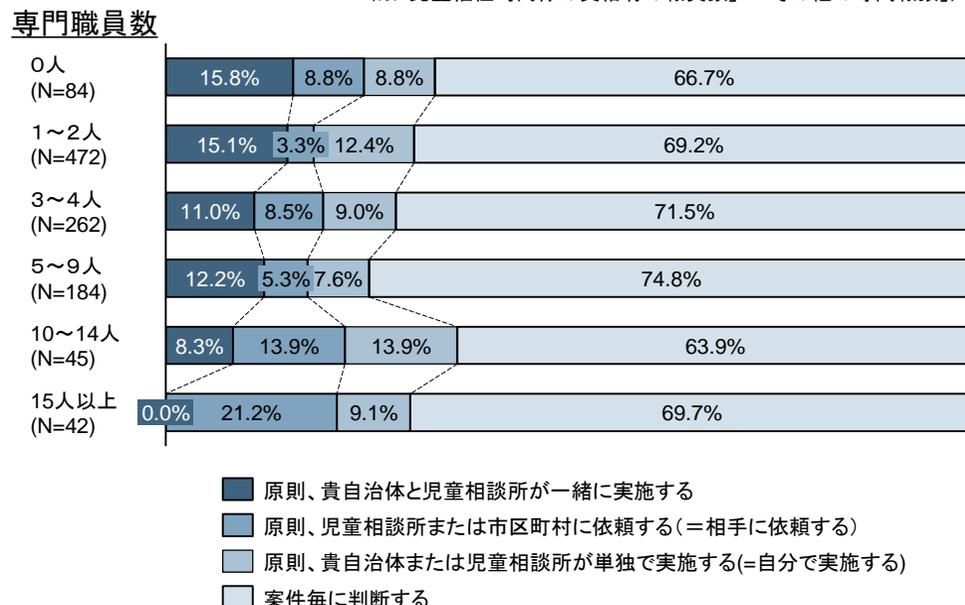
- 通告を受けた際の初回の安否確認は市区町村、児童相談所共に、「案件毎に判断する」が最も多い。
- 次点以降には違いが見られる。市区町村では「原則、市区町村と児童相談所と一緒に実施する」が12.7%であるのに対して、児童相談所では「原則、児童相談所自身が単独で実施する」が37.3%。「原則、児童相談所と市区町村と一緒に実施する」は2.3%となっている。
- 市区町村では初期の安否確認について、児童相談所と連携をしながら実施しているということがうかがえる一方で、児童相談所は単独で安否確認を実施することが多いと言える

### 初回安否確認に関する取り決め



### 市区町村における初回安否確認に関する取り決め(専門職員数\*別)

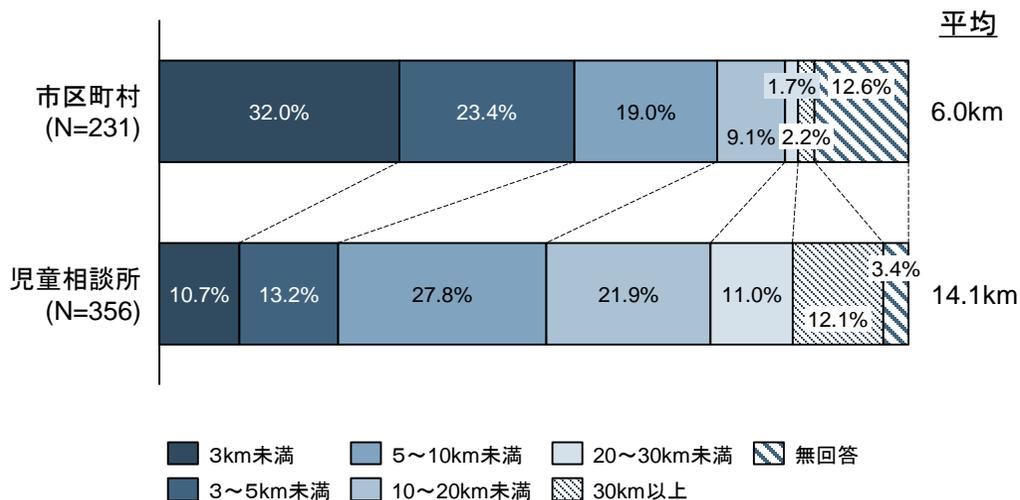
(※「児童福祉司同様の資格有の職員数」+「その他の専門職数」)



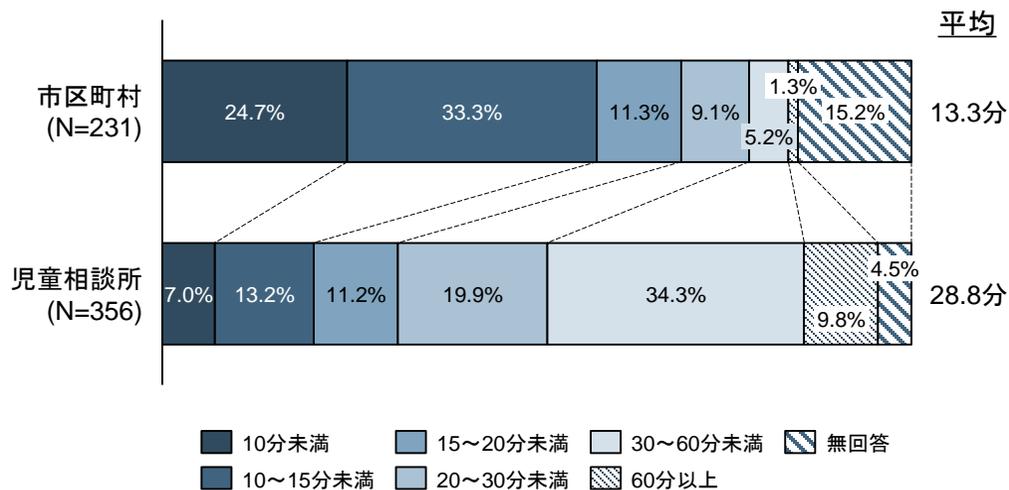
## (参考)広域を管轄する児童相談所と比較して市区町村の方が、虐待現場までの空間的・時間的な距離が近い

- 現場までの距離について、市区町村では「3km未満」が最も多く、32.0%、平均は6.0kmである。一方で、児童相談所では「5～10km未満」が27.8%で最も多く、平均は14.1kmである。現場までの平均距離について、児童相談所は市区町村の2倍以上の距離があることが分かる。
- 現場までの所要時間について、市区町村では「10～15分未満」が最も多く33.3%、平均は13.3分である。一方で、児童相談所では、「30～60分未満」が最も多く34.3%であり、平均は28.8分である。現場までの所要時間の平均の比較でも児童相談所は市区町村に比べて2倍以上の時間を要している。

各機関から虐待現場までの距離



各機関から虐待現場までの所要時間



# 児童相談所での業務負荷の低減及び、人的リソースの有効利用のために、市区町村のケイパビリティ活用を前提とした役割分担を検討する必要があると考える

## 児童相談所から市区町村への業務移譲のイメージ

- ✓ 面前DVによる心理的虐待への対応は、被害児童の心のケアのみでなく、DV被害親、加害親それぞれへのケアも含めて、適切な役割で実施する必要がある
- ✓ 市区町村は各自治体を実施する他の事業と連携をして心理的虐待に対応しているケースも多くみられる
- ✓ 市区町村の方が、虐待現場までの物理的・空間的な距離が近いケースが多い

面前DV事案の一部を児童相談所から市区町村へ移譲したとすると

これまでよりも多くの児童虐待相談に対応するための体制面の強化が求められる可能性がある  
⇒「市区町村子ども家庭支援拠点」の設置を含む相談体制の強化が進められている

市区町村

虐待対応件数 約64件  
(専門職1人当たり約17件)

約81件  
(専門職1人あたり21.5件)

児童相談所

虐待対応件数 約570件  
(専門職1人当たり約30件)

45%  
警察からの通告 約256件  
(専門職1人当たり13件)

75%  
ネグレクト・心理的虐待 約192件  
(専門職1人当たり9.7件)

97%  
書面のみ通告 約186件  
(専門職1人当たり9.4件)

75%  
初めての通告 約140件  
(専門職1人当たり7.1件)

55%  
その他 約314件  
(専門職1人当たり17件)

25%  
身体的虐待・性的虐待 約64件  
(専門職1人当たり3.3件)

3%  
身柄付き通告 約6件  
(専門職1人当たり0.3件)

25%  
初めてではない通告 約46件  
(専門職1人当たり2.3件)

※市区町村あたりに換算すると平均17件  
(専門職1人あたり4.5件)

必要に応じてエスカレーション(児童相談所に連携して対応) 約20%

約430件 + 28件  
(専門職1人あたり23件 + 1.4件)

※参考  
・虐待の重症度(主観的評価)「中程度」「重度」が22%  
・市区町村が対応している面前DVの児童相談所送致17%

# アンケート結果の概要

---

# アンケート結果<基本調査1/4>

## 【回答者の属性】

- 市区町村の回収状況は概ね日本の市区町村の分布と一致しており、サンプルが特定のセグメントに偏っているということはないと言える。

## 【管轄の人口】(市区町村:問2、児童相談所:問1) ※調査票の設問番号を記載。調査票については下記報告書を参照。 ([https://www.nri.com/jp/knowledge/report/1st/2018/cc/0420\\_1](https://www.nri.com/jp/knowledge/report/1st/2018/cc/0420_1))

- 管轄内の総人口が5万人未満の市区町村が64.3%を占める。児童相談所では30万人以上が71.3%を占める。
- 管轄内の児童人口は5千人未満の市区町村が51.8%を占める。児童相談所では5万人以上が67.4%を占める。
- 人口に占める児童人口の割合では、市区町村では10%未満の自治体が10.5%存在する。児童相談所では児童人口の割合が14~16%がボリュームゾーンとなっている。

## 【職員数】(市区町村:問3、児童相談所:問2)

- 職員数そのものの比較では市区町村が平均4.2人に対して、児童相談所が平均46.5人。

## 【運営開始年】(児童相談所:問3)

- 1960年以前から運営している児童相談所が51.4%に及ぶ。一方で、2001年以降に設立された児童相談所が24.3%存在する。(児童虐待防止法:2000年11月施行、児童相談所の設置基準の緩和:2006年4月)

## アンケート結果<基本調査2/4>

### 【虐待内容別内訳】(市区町村:問4、児童相談所:問4)

- 児童相談所は心理的虐待の通告割合が51.6%と市区町村の35.2%と比較して多い。特に面前DVの割合では、児童相談所の25.7%に対して市区町村の12.0%と差がある。

### 【通告経路別内訳】(市区町村:問4、児童相談所:問4)

- 児童相談所は警察からの通告が44.7%と最も多い。警察からの面前DVの通告で全体の21.1%を占めている。
- 市区町村への通告経路として多いのは、児童相談所と学校からの通告である。

### 【市区町村の心理的虐待への対応】(市区町村:問5~8)

- 心理的虐待に対する援助内容では、助言指導と継続指導が全体の約2/3程度を占めている。
- 市区町村における心理的虐待のうち、警察からの通告であるものの割合は10.5%である。また、警察からの心理的虐待の通告が0件である市区町村が58.2%存在する。
- 助言指導、継続指導の際に、最も活用されている事業は「養育支援訪問事業」次いで「乳児家庭全戸訪問事業」。「特に活用している事業はない」も2割程度存在している。
- 他機関あっせんの連携先としては、警察からの通告では「婦人保護等に関連する機関」が41.9%で最も多い。その他の通告経路では、「学校・幼稚園・教育委員会」が41.0%で最も多い。
- 児童相談所送致の判断基準として最も多いのは「被害児童がその他の危険にさらされていると感じたとき」、次いで「被害児童が性被害を受けていると判明したとき」。

## アンケート結果<基本調査3/4>

### 【警察からの通告時における初期の対応方針】(市区町村:問9、児童相談所:問5)

- 児童相談所では35.4%が児童相談所単独で初期対応を実施している。市区町村が単独で実施しているのは7.5%。

### 【誤りケース】(市区町村:問10、児童相談所:問6)

- 面前DVとして通告を受けたが、実態は面前DVに該当しないケースであった「誤りケース」を61.3%の児童相談所で把握している。
- 対応件数に計上しなかったケースの数は、児童相談所では平均で6.8件、市区町村では0.7件。

### 【警察からの通告内容】(市区町村:問12、児童相談所:問8)

- 警察からの通告に占める面前DVの割合は市区町村では「0~20%」が39.7%で最も多く、次いで「80%以上」が24.1%を占める。児童相談所では「20~40%」が74.6%を占める。

### 【面前DVから身体的虐待への発展】(市区町村:問13、児童相談所:問9)

- 身体的虐待の中で、過去1年に面前DV被害があった児童への虐待に該当するものの件数は、市区町村では平均0.1件、児童相談所では平均1.8件である。
- 身体的虐待に占める割合では、市区町村で7.6%、児童相談所で3.5%。

## アンケート結果<基本調査4/4>

---

### 【警察からの通告に対する援助内容】(児童相談所:問10)

- 警察からの全通告の中で助言指導と継続指導が占める割合の平均は90.6%である。
- 警察からの全通告の中で他機関あっせんの占める割合は平均2.0%である。
- 助言指導と継続指導の合計に占める、面前DVの割合は平均49.3%である。

### 【連携機関】(児童相談所:問11)

- 継続指導の際によく連携を行う機関は、「学校、幼稚園、教育委員会」が92.5%でトップ、次いで88.1%の「市区町村」83.8%の「保育所」。
- 他機関あっせんの際によく連携を行う機関は、「他の児童相談所」が73.5%でトップ。

## アンケート結果<ケース設問1/4>

---

### 【身柄付き通告】(児童相談所:Q1)

- 児童相談所への通告の96.3%が書面のみの通告である。

### 【通告日時】(市区町村:Q1、児童相談所:Q2)

- 市区町村、児童相談所ともに、通告が最も多いのは月曜日(約30%)となっている。一方で土曜日、日曜日の通告はほとんど見受けられない。
- 市区町村、児童相談所ともに、9~12時と13~17時に通告は集中しており、早朝や夜間の通告件数は非常に少ない。

### 【現場までの距離】(市区町村:Q2、児童相談所:Q3)

- 市区町村では5km未満の近距離での対応が半数以上(55.4%)であるが、児童相談所では5km未満の割合は23.9%に留まっている。また、児童相談所では20km以上の遠距離のケースが23.1%に及ぶ。
- 児童相談所では市区町村と比較して、現場までの交通手段で公共交通機関を利用する割合が高い。
- 市区町村では現場までの所要時間が15分未満のケースが半数を超えている(58%)。一方で児童相談所では30分以上を要するケースが半数近い(44.1%)。また平均を比較すると市区町村の13.3分に対して、児童相談所は28.2分。

## アンケート結果<ケース設問2/4>

### 【DVの状況】（市区町村:Q3, 4、児童相談所:Q4, 5）

- DVの加害親は実父が7割程度を占める。加害親が女性であるケースは1割程度に留まる。
- 被害親は実母が8割以上を占める。
- DVの形態としては身体的虐待が7割程度で最も多い。次いで、精神的暴力が4割程度となっている。
- DVの被害としては市区町村、児童相談所ともに、「特にケガはなかった」と「軽いケガ等があったが、治療等を要するものではなかった」が8割以上を占めている。

### 【被害児童の状況】（市区町村:Q5~7、児童相談所:Q6~8）

- 性別は男女がほぼ半数ずつである。
- 半数以上が6歳以下の児童である。
- 面前DV以外による心理的虐待以外の被害は「特になし」が大半であるが、市区町村では「上記以外の危険にさらされていると感じた」の割合が12.6%と高い。（児童相談所5.6%）
- 虐待の重症度は市区町村、児童相談所ともに「軽度」と判断されるケースが最も多く7割程度を占める。市区町村では「重度」と判断しているケースが5.6%ある一方で、児童相談所では1.1%に留まる。

## アンケート結果<ケース設問3/4>

---

### 【被害児童の家庭環境】（市区町村:Q8~11、児童相談所:Q9~12）

- 面前DVが行われている場所には、被害親、加害親以外に成人がいないケースがほとんどである。（市区町村:77.1%、児童相談所:82.6%）
- 被害児童と生活をともにしている世帯人数の平均は市区町村で4.2人、児童相談所で4.1人。
- 被害児童と生活をともにしている人の続柄では実母が約9割で最も多く、実父が約7割。
- 生活保護及び生活困窮者自立支援制度の適用状況は、「どちらも利用していない」の割合が9割程度を占める。

### 【被害児童の過去通告】（市区町村:Q12、児童相談所:Q13）

- 該当児童について、複数回目の通告であるケースが市区町村では20.8%、児童相談所では19.7%を占める。
- 複数回目の通告である児童の、過去の通告回数の平均は市区町村で1.6回、児童相談所で1.3回。
- 過去の通告時の虐待内容では、面前DVによる心理的虐待が最も多く、市区町村で54.2%、児童相談所で61.4%。

## アンケート結果<ケース設問4/4>

---

### 【初期安否確認】（市区町村:Q13、14、児童相談所:Q14, 15）

- 市区町村。児童相談所ともに、「その他」が最も多い。
- 安否確認に要した時間の平均は市区町村で20.9時間、児童相談所で25.2時間。

### 【一時保護】（市区町村:Q15、児童相談所:Q16）

- 一時保護はされなかったケースが市区町村では87.9%、児童相談所では93.3%である。

### 【援助内容】（市区町村:Q16、児童相談所:Q17）

- 市区町村では「その他」が最も多く34.6%、「助言指導」が31.6%、「継続指導」が22.9%。
- 児童相談所では、「助言指導」が66.9%で最も多く、「継続指導」が26.4%

### 【連携機関】（市区町村:Q17、児童相談所:Q18）

- 市区町村の連携先では児童相談所が74.5%で最も多く、児童相談所の連携先では市区町村が68.8%で最も多い。
- 次いで、市区町村では警察等との連携が56.3%。児童相談所では学校、幼稚園、教育委員会との連携が49.2%。

**NRI**

未来創発

**Dream up the future.**